別表二第一欄中「、計器飛行証明」を「、計器飛行証明、操縦教育証明」に改める。

操縦教育証明	飛行機、回転翼航空機又は滑空機	学科教育	一　操縦教育の実施要領 二　危険及び事故の防止法 三　救急法
		実技教育	一　操縦の教育の要領及び模範実技（事業用操縦士の資格についての技能証明に係る実地試験の科目に関するもの） 二　模範実技（事業用操縦士の資格についての技能証明に係る実地試験の科目に関するもの）

附　則

この告示は、航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）の施行の日から施行する。

○関東地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

路線名	供用開始の区間
二十号及び五十二号	甲斐市下今井字南原二九六六番五から同市下今井字南原三〇〇一番三まで

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

○関東地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第三百五十二号松戸都市計画道路事業三・四・十六号葛飾橋矢切線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第三百五十三号鎌ケ谷都市計画道路事業三・四・五号船橋我孫子バイパス線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二百八号柏都市計画道路事業三・四・五十一号柏船橋取手線

三　事業施行期間　自平成八年二月十三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　袖ケ浦都市計画道路事業三・四・八号高須箕和田線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県袖ケ浦市奈良輪字田向、字三反町、字御野狩及び奈良輪一丁目地内

使用の部分　千葉県袖ケ浦市奈良輪字三反町地内

○関東地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　野田都市計画道路事業三・四・二十号今上木野崎線、三・五・二十一号亀山宿里線及び三・四・十二号宮崎山崎線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県野田市みずき二丁目、山崎字宿里、字西新田、字北新田、字宿及び字中地地内

使用の部分　千葉県野田市山崎字宿及び字中地地内

○関東地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　千葉都市計画道路事業三・三・十五号美浜長作町線並びに習志野都市計画道路事業三・三・一号東習志野実籾線及び三・五・十八号藤崎実籾線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県習志野市実籾三丁目及び千葉市花見川区長作町地内

使用の部分　なし